

一般競争入札の公告

令和8年度における公立大学法人滋賀県立大学水質分析業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和8年2月16日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井 手 慎 司

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和8年度公立大学法人滋賀県立大学水質分析業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および仕様書（以下「入札説明書」という。）による。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 滋賀県立大学学舎 彦根市八坂町2500 および彦根市八坂町3214

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県庁舎等管理業務関係指名停止等基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名保留の措置期間中でないこと。また、公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている県内業者（滋賀県内に本店を有する者）であること。

（営業種目） 大分類 役務 中分類 検査・測定・分析業務

（希望順位） 第1希望、第2希望もしくは第3希望

- (4) 滋賀県環境計量証明事業（濃度）の登録事業者で、事業の詳細区分が「水・土壌」であること。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」を令和8年3月2日（月）午後5時までに3(1)に示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先
滋賀県立大学事務局財務課施設管理係 〒522-8533 彦根市八坂町2500 TEL 0749-28-8208
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日および一般選抜試験前期日程（2月25日、26日）を除く。）の午前9時から午後5時までの執務時間（正午から午後1時までを除く）とする。
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は滋賀県立大学のホームページ「入札情報」に掲載する。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない
- (5) 入札の日時および場所 令和8年3月6日（金）午前10時 滋賀県立大学A0棟第2会議室
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加しようとする者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 最低制限価格 設定しない

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は、令和8年3月2日（月）午後5時までに手続きを行うこと。

7 契約書の作成の要否 要

8 郵送等による入札の可否 否

- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 取扱規程第 15 条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、取扱規程により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) その他詳細は、入札説明書による。
 - (2) 本手続きは次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるので、当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は落札者決定後であっても契約を締結しないことがある。